

平成29年3月12日から 運転免許の制度が変わります!



高齢者講習制度の改正

1 高齢者講習の合理化・高度化

- 70-74歳…2時間(内容の合理化と1時間の短縮)
- 75歳以上…認知機能検査の結果により、
2時間(内容の合理化と30分の短縮)又は
3時間(内容の高度化)

2 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上で一定の違反があった場合は、臨時に認知機能検査の受検や安全運転支援のための臨時高齢者講習の受講が義務付けられました。

3 臨時適性検査等の強化

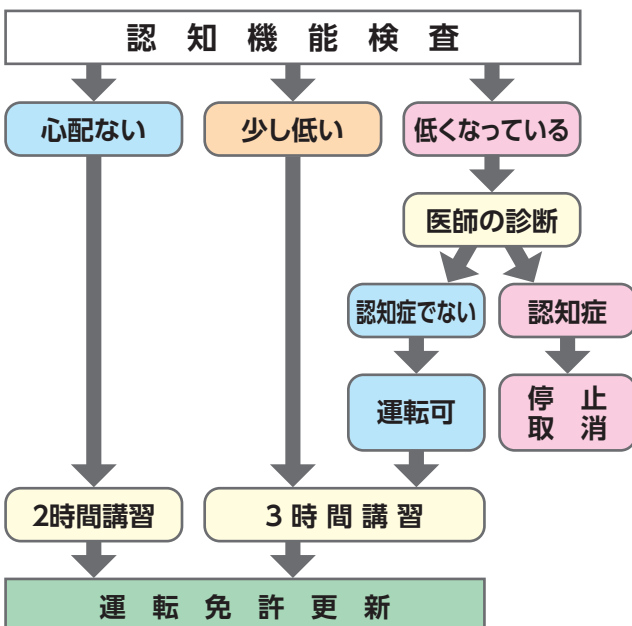
認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっていると判定された場合に、診断書の提出等が必要となりました。

4 臨時認知機能検査等を受けなかった場合の措置

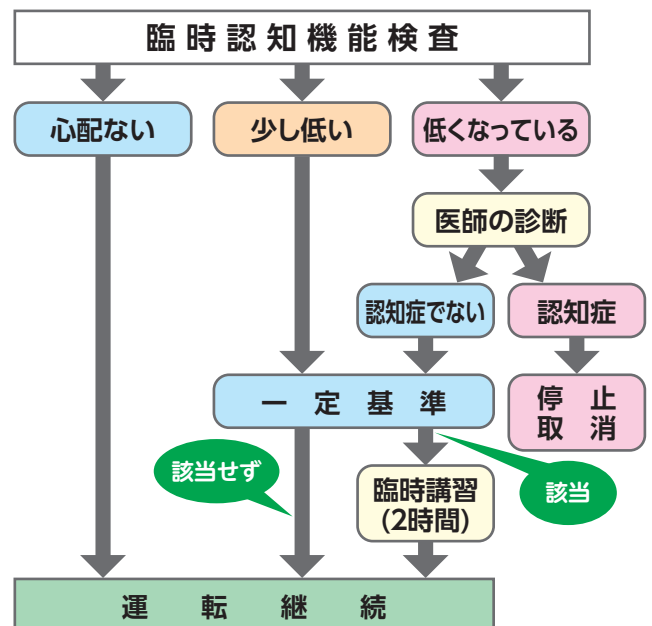
- 臨時認知機能検査を受けないとき
 - 臨時高齢者講習を受けないとき
 - 診断書の提出命令等に従わないとき
- などに免許の効力の停止・取消しを行う場合があります。

75歳以上の運転者の方

運転免許証の更新時



一定の違反をしたとき



石川県警察本部 交通部 運転免許課 TEL(076) 238-5901